

# 洲本バスセンター入居者募集要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、洲本バスセンター（以下「バスセンター」という。）のテナントとして相応しい入居者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## (募集の対象)

第2条 募集する入居者専用使用部分（以下「事務所・店舗」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務所・店舗【テナントB】 面積【30.33㎡】

(2) 家賃（月額）売店 60,660円

事務所90,990円

(3) 共益費（月額）15,165円

(4) 光熱水費（共用部分を含む）実費徴収

(5) 敷金（家賃の3か月分）

## (申込み方法)

第3条 バスセンターに入居しようとする者は、洲本バスセンター入居申込書（様式第1号）・テナント概要書・誓約書（暴力団排除関係）により申し込まなければならない。

2 前項に定める申込みは、土曜・日曜・祝日・年末年始を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までの時間内に行わなければならない。

## (入居者の決定)

第4条 事業内容・使用目的等を勘案して選考し、入居させるべき者を決定するものとする。但し、申込みの件数が複数のときは、抽選により入居者を決定するものとする。

2 前項の抽選は、市の指定する日時・場所にて行うものとする。

3 第1項によっても入居させるべき者が決定しないときは、前条第2項の規定にかかわらず、随時申込みを受け付けるものとする。

(入居許可対象外となる者)

第5条 入居許可対象外となる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 危険物を取り扱うもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 生き物の販売をおこなうもの
- (4) 法律で売買が禁止されているもの
- (5) 市の玄関口として相応しくないもの
- (6) その他市が不適切と判断するもの

(事務所・店舗の引渡し)

第6条 事務所・店舗の引渡しは、現状有姿のまま行うものとする。

(その他)

第7条 洲本バスセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年2月11日条例第174号）及び洲本バスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年2月11日規則第142号）を遵守し、申込みを行うこと。